

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3076号)

令和6年5月28日

横情審答申第3076号

令和6年5月28日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長職務代理者 金子正史

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和4年2月4日総法第745号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定審理員に係る令和3年9月勤務分の出勤簿及び通勤手当に関する
文書」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「特定審理員に係る令和3年9月勤務分の出勤簿及び通勤手当に関する文書」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和3年12月6日付で行った「特定審理員に係る令和3年9月勤務分の出勤簿及び通勤手当に関する文書」（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 職員番号について

職員番号は、職員一人ひとりに固有の番号が付され、各種事務処理に使用されるものであることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため、本号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。

(2) 文書の特定について

横浜市の情報公開事務マニュアルに沿い、令和3年11月30日に審査請求人に電話で本件審査請求文書を特定することを確認し、その旨を開示請求書に補記したものである。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分を取り消し、対象文書の開示を求める。

(2) 開示請求に係る行政文書の名称又は内容に関して一部決定通知書と差異がある。

審査請求人は、対象者に対する報酬支出の算定要件となる情報の全ての開示を求めているが、実施機関は、決定通知書で開示対象物を出勤簿と通勤手当2箇に矮小化し、対象物の曖昧化をしている。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 審理員の報酬の支払に係る事務について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定により、審査庁が審理員を指名するが、横浜市では、弁護士を任用して審理員に指名しており、審理員は会計年度任用職員である。審理員の給与は、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月横浜市条例第24号）に基づき支払っている。

総務局総務部法制課は審理員の勤務実績等の管理を行っており、報酬の支払は同局人事部労務課で行っている。

(3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、特定審理員の令和3年9月勤務分の報酬の支払において、総務局総務部総務課へ提出した出勤状況の管理に使用した「出勤簿（令和3年度）8月・9月」及び勤務実績の報告のために作成した「令和3年10月支給分実績法制課（総務局）」である。

(4) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 旧条例第7条第2項第2号は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの・・・又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができることを規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係

る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 本件審査請求文書は、特定の審理員を名指ししての開示請求により特定した行政文書であって、職員番号は、個人に関する情報であり特定の個人を識別することができるため、本号本文に該当する。また、慣行として公にされる情報でも職務遂行の内容に係る情報でもないため、本号ただし書ア及びウに該当せず、本号ただし書イにも該当しない。

(5) 対象行政文書の特定について

本件審査請求文書を特定して開示を行ったことに対して、審査請求人は特定が不十分である旨を主張しているが、実施機関は特定に当たっては審査請求人に電話で確認したと主張している。

そこで、当審査会が本件請求に係る開示請求書を確認したところ、「1 開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄には、「内容は、請求人に架電で確認のこと。」との請求人による記載があり、これを踏まえ実施機関が電話をしたことは、自然な流れと認められる。

同じ欄には、「令和3年11月30日、請求者に電話で聴取したところ令和3年9月勤務分の出勤簿及び通勤手当に関する文書を開示することを確認済みです。」との実施機関の補記があった。このような補記は、「電話などにより口頭で補正内容を確認した場合には、確認した職員が補記修正をすることの了承を請求者から得た上で、職員が正本に補記修正します。」という横浜市の情報公開事務マニュアルの記載に合致するものである。

以上を踏まえると、実施機関が、開示請求書の記載から、審査請求人に電話で確認を行った上で文書を特定し、その旨を開示請求書に補記したという説明に、不自然、不合理な点は認められない。

(6) 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を一部開示とした決定は妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 齋藤宙也、委員 久末弥生

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 4 年 2 月 4 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 4 年 3 月 30 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和 4 年 4 月 28 日	・審査請求人から意見書を受理
令和 6 年 3 月 26 日 (第383回第一部会)	・審議
令和 6 年 4 月 23 日 (第384回第一部会)	・審議